

2023年度 生徒指導確認事項

静岡県立磐田南高等学校 生徒課

1 基本的生活習慣の確立

- ・先を読んだ行動がとれるようにしよう。時間を守ること。(5分前行動)
- ・自分で体調を管理し、欠席や遅刻などをしないこと。(朝の登校は8時20分までに着席のこと)
- ・お互いに気持ちのいい挨拶をしよう。また、校内の美化に努めよう。
- ・磐周地区の高校の申合せ(20:00~22:00は、携帯、スマホを使用しない)を守ろう。

2 交通安全

- ・交通規則を遵守し交通道德の高揚につとめよう。自転車では、傘さし、並進、二人乗り、(歩道から車道への流入も含め) **右側通行は厳禁**。
- ・交通マナーを身に付けよう。歩行者優先、ドライバーへの挨拶などを励行する。
- ・携帯(操作を含め)などのイヤホンをつけながら自転車を運転したり、歩かない。
- ・2023年4月1日から年齢を問わず、自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が努力義務化されることになりました。本校でもヘルメットの着用を推奨します。

3 服装(生徒手帳参照)

衣替えは原則として6月1日及び10月1日とする。ただし、準備期間を指定する。

(男子)

- ・黒の標準学生服。左襟に校章を付ける。第1ボタンは必ずはめること。
極端に丈が長い短い上着、変形したズボンは禁止。
- ・バッジ、襟カラー(標準服に合うもの、疑似カラー可)は必ずつける。
- ・夏服は、無地の白のワイシャツまたは開襟シャツとし、胸ポケットに校章(シール可)を付ける。
シャツの裾は、しっかりズボンに入れる。ズボンに入れられない短いシャツは着用しないこと。
- ・衛生面、健康面からも白を基調とする下着を必ず着用する。
- ・ピアス等顔への装飾はしない。

(女子)

- ・極端に丈が長い短い上着やスカートは禁止。袖のホックははめること。
スカート丈は膝に完全にかかること。(立て膝の状態ですカートの先が床につくこと)
セーラー服丈はへそが完全にかくれること。
- ・ネクタイは必ず着用する。髪が長い場合は縛る。髪のリボン等は、華美でないものとする。
- ・衛生面、健康面からも白を基調とする下着を必ず着用する。(じかに制服を着用しない)
- ・化粧はしない。(ピアスやマニキュアなどは禁止)
- ・冬季(11月~3月までの期間)には、カーディガン・セーターの着用を認める。登下校時に限ること。
(教室内では着用しない)色は黒、紺、白、ベージュ、灰色で、無地であること。
- ・防寒コートは華美でない物に限り、着用してよい。

4 通学用靴、ソックス

- ・黒の革靴を原則とする。スポーツシューズ(華美でない)を使用してもよい。(サンダル等は禁止)
- ・ソックスは白または黒または紺とする。
ルーズソックスは、はかないこと。レッグウォーマー、ニーハイソックスも禁止とする。

5 頭髪

- ・本校生徒にふさわしく清潔かつ質素であること。
禁止事項 変形・剃り込み・アレンジ、変色・染色・脱色、加工・パーマ・アイパー・リーゼント

6 持ち物

- ・華美でないスポーツバッグ、デイバッグ等機能的なものも使用してよい。
他校のバッグや中学校時のバッグは使用しない。
- ・安全面の配慮から携帯電話等の持参は許可する。ただし、始業から放課後までは使用を禁止する。
(電源を切り、バッグまたは個人ロッカーの中に入れておくこと)
- ・学校生活に不必要、高額なものは持ちこまない。

- ・貴重品の管理に注意し、持ち物への記名を忘れない。

7 校外への外出

- ・登校後は外出しない。
- ・やむを得ず外出するときは許可を得ること。
- ・昼休み等飲食物購入のための外出は認めない。

8 校則違反や問題行動に対する指導について

- ・日常的に「社会で許されない行為は学校でも許されない」という方針で指導に臨む。
例えば、喫煙は「未成年者喫煙禁止法」に違反している、万引きは刑法では「窃盗罪」にあたることなどである。その他、長期休業中以外はアルバイト禁止等、学校独自で決めた校則もある。
- ・ネットやメールへの書き込みや写真の投稿が原因で、トラブルやいじめになる場合があるので、自分のこと（個人が特定される書き込みは除いて）以外は書き込んだり投稿したりしない。

※ 問題行動があった場合、その内容に応じて訓戒や家庭謹慎といった指導を行う。

問題行動の定義

- (1) 触法行為
喫煙、飲酒、暴力殴打、金品強要・搾取、万引き、窃盗、刃物・凶器使用、公共物破損
器物破損、毒物劇物乱用（覚せい剤、シンナーなど）、売春、不健全娯楽（パチンコ店など）
深夜徘徊、交通法規違反等
- (2) 怠学行為
不正考査、怠業（無断欠席、無断遅刻、無断早退、サボタージュ等）
- (3) 校則違反
無断運転免許取得、無断アルバイト、無断外泊、家出、不純異性交遊、不良交遊、
生活心得違反（頭髪の染色・脱色、ピアス、化粧等）
- (4) その他
(1)～(3)以外で、本校生徒もしくは職員に多大な不利益をもたらす行為、社会的に重大な
問題行動（いじめ等）。また、問題行動の際、直接行動はしていないが、共謀・同席をしていた
場合については、状況によって同等とみなす。ブログ等への書き込みから問題が発生した場合に
についても指導対象としうる。